

川崎市公告 第1387号

総合評価一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年10月15日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

田島地区複合施設整備等事業

(2) 事業場所

川崎市川崎区鋼管通2-3-7

(3) 事業概要

本市では、川崎区にある2つの区役所支所を、「共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点」として、こども文化センター、老人いこいの家等を複合化して整備することとし、新施設がもつ機能や整備するスペース、運営の考え方、事業の進め方等について検討を進め、令和4(2022)年8月に「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」を策定した。

本事業は、本施設に求められる役割・機能が最大限発揮されるよう、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かして、市の示す要求水準書に基づき施設の設計、建設等の整備、保守管理を一体的に計画し、整備した施設を本市に譲渡の上、その後の施設保守管理を行うものである。

(4) 予定価格

2,145,720,000円（消費税及び地方消費税額を含まない額）

(5) 入札方法

価格のみならず性能等の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項ただし書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項に定める一般競争入札をいう。）により行う。

(6) 入札説明書の公表

入札説明書（添付書類を含む）を本市のホームページで公表する。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000169639.html>

また、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和6(2024)年10月15日（火曜日）から同年12月3日（火曜日）まで

閲覧時間は、上記期間中の平日の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までの間を除く。）まで

イ 閲覧場所

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 21階

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加希望者の構成等

ア 本事業の入札参加希望者は、本施設の施設整備事業管理業務を行う者、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、解体撤去業務を行う者及び施設保守管理業務を行う者等により構成されるグループとする。なお、施設整備事業管理業務を行う者は一者に限るが、施設整備事業管理業務を除く業務については、複数の者が業務を行うことを妨げない。また、同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げないが、同一の者又はその者の子会社又は親会社が、建設業務を行う者と工事監理業務を行う者を兼ねることはできない（「子会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいい、「親会社」とは、同法第2条第4号及び同規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）。

イ 入札参加希望者は、参加表明書提出時に、本施設の施設整備事業管理業務を行う者を「代表企業」と定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。

ウ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、構成企業が本市との間で「田島地区複合施設等整備事業に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）を締結すること。

エ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、基本協定に基づき、代表企業が本市との間で「田島地区複合施設整備等に関する事業契約」を締結すること。

オ 入札参加希望者は、本件入札の手続において落札者となった場合には、基本協定に基づき、施設保守管理業務を行う者（複数の構成企業が当該業務を担う場合は、統括する構成企業）が本市との間で「田島地区複合施設保守管理に関する業務委託契約」を締結すること。

- カ 本件入札における参加資格要件の有無を確認するための資料の提出期限日以降においては、構成企業の変更及び追加を認めないものとする。ただし、特段の事情があると本市が判断した場合は、代表企業及び施設保守管理業務を行う者（複数の構成企業が当該業務を担う場合は、統括する構成企業）以外の構成企業について変更を認める場合がある。なお、この場合においても、変更後の当該企業が本件入札参加資格確認基準日における参加資格要件を満たしていなければならないものとする。
- キ 一のグループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、一のグループの構成員の子会社又は親会社は、他のグループの構成員として参加することはできない。

(2) 入札参加希望者の参加資格要件

ア 共通の要件

次のいずれかに該当する者は入札参加希望者になれない。

- (ア) 法人でない者
- (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (ロ) 参加表明書の受付締切日から入札時の提出書類（以下「提案書」という。）の提出締切日までの間において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による市の指名停止措置を受けている者
- (ハ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、更生計画が認可された者）を除く。）
- (ニ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画が認可された者（建設業務を行う者にあつては、これらの手続開始の決定後に受けた経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、かつ、再生計画が認可された者）を除く。）
- (ホ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者
- (ヘ) 会社法第 511 条の規定により特別清算開始の申立てがなされている者
- (ヘ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けていないこと
- (コ) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に基づき、次の a から g までのいずれかに該当する者
 - a 自らが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団である者
 - b 自らの役員等が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

- c 自らの経営に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が実質的に関与している者
- d 自ら又は自らの役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用する等をしている者
- e 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者
- f 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 自ら又は自らの役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等をしている者
- (ウ) 電子交換所における取引停止処分を受けている者、主要な取引先から取引停止を受けている者及び経営状態が著しく不健全である法人
- (エ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - a 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - b 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が a に該当する者
- (オ) 子会社又は親会社が(エ)から(エ)までのいずれかに該当する法人
- (カ) 直近の3営業年度において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人
- (キ) 直近の3営業年度において、川崎市税を滞納している法人
- (ク) 市が本件入札に関して設置する「田島地区複合施設整備事業の事業者選定に関する附属機関」（以下「附属機関」という。）の委員が属する企業又はその企業の子会社若しくは親会社
- (ケ) 市が、本事業についてアドバイザー業務を委託している株式会社浜銀総合研究所及び株式会社浜銀総合研究所から本検討の業務の一部を委託している企業並びにこれらの企業の子会社又は親会社

イ 業務別の要件

施設整備事業管理業務を行う者、設計業務を行う者、工事監理業務を行う者、建設業務を行う者、解体撤去業務を行う者及び施設保守管理業務を行う者は、上記イの要件及び川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第3条第1項に定める有資格者名簿（令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿）（以下「令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿」という。）に登録されていることの他、次の要

件をそれぞれ全て満たすこと。

また、本事業の入札は、令和 7 年度にかけて実施するため、参加資格を有するとの確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、令和 7・8 年度業者登録の継続申請を行い令和 7・8 年度競争入札資格有資格者名簿に登録されることを、二次審査を継続する要件とする。

(7) 施設整備事業管理業務を行う者

- a 市の令和 5・6 年度競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- b 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設について、次の①又は②の実績を有していること。
 - ① 施設の譲渡（B T方式の他、設計段階から事業に携わった工事の請負を含む）
 - ② 設計業務を行う者の要件又は建設業務を行う者の要件を満たした上で、公共施設の委託業務又は請負工事の受注実績を有する

(4) 設計業務を行う者

設計業務を行う者が複数の場合、そのうちの 1 者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 令和 5・6 年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成 21(2009)年 4 月 1 日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、次の①かつ②の新築工事の実設計実績を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。
 - ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設
 - ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(7) 監理業務を行う者

監理業務を行う者が複数の場合、そのうちの 1 者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- b 令和 5・6 年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「建築設計」に登録されていること。
- c 平成 21(2009)年 4 月 1 日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した監理業務で、次の①かつ②の新築工事の実績を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。
 - ① 2階建て以上で延べ面積 2,000 m²以上の規模を有する施設

- ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(エ) 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、令和5・6年度競争入札資格有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。また、建設業務を行う者のうち、1者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「建築」種目「一般建築」に登録されていること。また、経営事項審査の総合評価値が920点以上の者であること。
- c 平成21(2009)年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築工事で、次の①かつ②の施設の施工実績（元請に限る。）を有していること。ただし、①と②は同一物件であっても、それぞれ別の物件であっても構わない。共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の5分の1以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。

① 2階建て以上で延べ面積2,000㎡以上の規模を有する施設

- ② 本事業で整備される機能等を提供する類似の公共施設（児童福祉施設、老人福祉施設、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設、庁舎、学校など）

(オ) 解体撤去業務を行う者

解体撤去業務を行う者は、令和5・6年度競争入札資格有資格者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。また、解体撤去業務を行う者のうち、1者は以下の条件を全て満たすものとする。

- a 建設業法第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- b 令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「解体」に登録されていること。
- c 平成21(2009)年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に完了した工事で、次の①の施設の解体実績（元請に限る。）を有していること。また、共同企業体の構成員として履行した実績も認めるが、その出資割合が総支出額の5分の1以上で、その内容が契約書の写しの提出等で証明できる場合に限る。

① 2階建て以上で延べ面積1,000㎡以上の規模を有する施設

(カ) 施設保守管理業務を行う者

施設保守管理業務を行う者が複数の場合、そのうちの1者はa及びcの条件を

満たすものとする。

- a 令和5・6年度競争入札参加資格有資格者名簿において、業種「施設維持管理」に登録されていること。
- b 施設保守管理業務を実施するにあたって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。なお、施設保守管理業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が必要な資格を満たせばよいものとする。
- c 平成21(2009)年4月1日以降から参加表明書の受付締切日までの間に2階建て以上で延べ面積1,000㎡以上の規模を有する施設に関する継続した3年以上の維持管理実績を有していること。

3 入札参加手続

(1) 参加表明書及び第一次審査資料の提出

入札参加希望者は、本件入札に参加することを表明し、本件入札参加資格を有することを証明するため、入札説明書の様式集に従い、入札参加資格確認資料を作成のうえ、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出は代表企業が行うものとする。

なお、期限までに必要書類を提出しない者及び本件入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

資格確認申請時必要書類の種類等を含む作成にあたっての要領等は、入札説明書に示す。

イ 受付期間

令和6(2024)10月15日(火曜日)から同年12月3日(火曜日)までの期間の土曜日及び日曜日並びに休日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

エ 提出場所

〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

(2) 入札参加資格の確認

本市は、本件入札参加資格確認基準日である令和6(2024)年12月3日(火曜日)において、本件入札参加資格の有無を確認し、その結果を同年12月12日(木曜日)までに入札参加希望者の代表企業に通知する。

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書に関する質問がある場合は、質問書を作成のうえ、次の要領により提出すること。

ア 受付期間

(ア) 第1回の質問受付期間

令和6(2024)年10月15日(火曜日)から同年11月8日(金曜日)まで。

(イ) 第2回の質問受付期間

令和6(2024)年12月12日(木曜日)から同年12月27日(金曜日)まで。

イ 質問ができる者

第1回は参加表明書等の提出を予定している入札参加希望者とし、第2回は参加資格を有すると確認を受けた入札参加希望者の代表企業とする。

ウ 提出方法

質問書は、作成した質問書を電子メールに添付して、下記の担当部署のメールアドレスに送信すること。

エ 回答公表

(ア) 第1回の質問への回答

令和6(2024)年11月26日(火曜日)を回答予定日とし、前記1(6)のホームページに掲載する。

(イ) 第2回の質問への回答

令和7(2025)年1月17日(金曜日)を回答予定日とし、前記1(6)のホームページに掲載する。

5 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、入札説明書に従い、第二次審査資料として本事業の実施に関する計画及び技術提案を記載した提案書を作成し、次の要領により提出すること。提出は代表企業が行うものとする。

なお、以下の提出日時までに入札書及び第二次審査資料を提出しない入札参加者は本件入札に参加することができない。

ア 提出日時

令和7(2025)年1月17日(金曜日)から同年3月14日(金曜日)までの土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出場所

前記3に同じ。

6 入札価格

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

選定事業者は、本契約の履行を確保するため、本契約締結の日までに契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として本市に納付するものとし、本市は事業者からの本施設の引き渡し完了後、速やかに利息を付与せず当該契約保証金を事業者に返還する。また、契約保証金の納付は、国債、地方債及び川崎市契約規則第 32 条第 2 項に規定する「市長が確実と認める担保」の提供をもって代えることができるものとし、川崎市契約規則第 33 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定（本市を被保険者とする履行保証保険の付保等）に該当する場合には、契約保証金を納付しないこともできるものとする。

8 開札

ア 日時

令和 7(2025)年 3 月 17 日（月）午後 1 時 30 分

イ 場所

川崎市市民文化局

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 21 階

9 特定工事請負契約及び特定業務委託契約の準用

市との間で締結する事業契約は、川崎市契約条例（昭和 39 年条例第 14 号）第 7 条第 1 項に定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約に準じた扱いとする。

10 その他

ア この契約における入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする。

イ 入札参加者は、入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

ウ 入札をした者は、入札後、入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てるこ

とはできない。

エ 本件入札における提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

オ 本件入札において本市が計画提案の内容を確認及び評価することは事業者の責任を軽減するものではなく、落札者となった事業者は、計画提案の内容に基づいて本事業の適正かつ確実な遂行を図らなければならない義務と責任を負う。

カ 契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付すること。

11 担当部署

川崎市市民文化局コミュニティ推進部区政推進課

所在地：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 21階

電話：044-200-2023

E-mail：25kusei@city.kawasaki.jp